

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（昭和39年12月2日制定）第10条及び第25条の規定に基づき、評議員、理事及び監事並びに顧問の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び顧問を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、第1号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、前号に規定する報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等のうち、評議員に対しては、定款第10条の規定により報酬を支給しないものとし、顧問についても同様とする。

2 常勤役員に対しては、報酬、扶養手当、通勤手当及び期末手当を支給することとし、その1人当たりの額は次に掲げる各号のとおりとする。ただし、事務局役付指定職員就業規程による給与等の支給を受ける常勤役員には支給しないものとする。

- (1) 報酬の額は、別表第1に定める1人当たりの月額範囲とする。
- (2) 扶養手当及び通勤手当の額は、事務局職員の例による。
- (3) 期末手当の額は、別表第1に定める1人当たりの年額範囲とし、その計算方法は事務局職員の例による。

3 非常勤役員のうち、会長及び副会長に対しては、別表第2に定める報酬を支給する。

4 常勤役員及び非常勤役員のうち会長及び副会長が、月の中途においてその職に就いたとき又は任期満了、辞職、死亡のほか、定款第24条に規定する理事の解任又は定款第28条第3号に規定する解職によってその職を離れたときの報酬は、前項の規定にかかわらず、その月の現日数を基礎として日割計算によって支給する。

5 前項に規定する日割計算においては、当該月の在職日数を当該月の総日数で除して求めた割合を報酬月額に乗じて1円未満の額を切り捨てるものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 前条第2項及び第3項に規定する報酬は、毎月15日に当月分を支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第

178号)に規定する休日にあたる時は、給与規程第2条第1項の規定に準じて支給するものとする。

- 2 前条第2項に規定する常勤役員の通勤手当及び期末手当の支給日は、事務局職員の例による。
- 3 報酬、通勤手当及び期末手当は、本人が指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。
- 4 報酬及び期末手当は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
(費用の弁償)

第5条 本会は、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、実費とする。ただし、旅費(宿泊料を含む。)については旅費支給規程の定めるところにより算出した額とする。
- 3 前項ただし書の旅費については、第5項第3号に規定する役員等には支給しないものとする。
- 4 役員等が評議員会、理事会又は監事監査若しくは本会が役員等を対象に行う研修に出席したときは、第2項の規定にかかわらず、別表第3に定める費用を弁償する。
- 5 次に掲げる役員等に対しては、前項に規定する費用の弁償はしない。
 - (1) 報酬の支給を受ける常勤役員又は事務局役付指定職員就業規程に基づき給与等の支給を受ける常勤役員
 - (2) 報酬の支給を受ける非常勤役員
 - (3) 国又は地方公共団体の職と兼職する役員等
- 6 役員等から費用弁償の請求があったときは、遅滞なく現金により支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。
- 7 前項に規定する支払いに当たっては、前払いを要する費用は前もって支払うものとする。
- 8 第2項に規定する旅費については、前払いを要する場合を除き、原則として4月から9月まで及び10月から3月までの各6月を計算期間とし、それぞれ当該計算期間の最終月の翌月に現金により支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。
- 9 第4項に規定する費用弁償は、会議・研修の都度現金により支払う。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 評議員の費用弁償に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日制定）は、これを廃止する。
- 3 理事・評議員・監事・顧問の費用弁償に関する規程（平成 13 年 4 月 1 日制定）は、これを廃止する。
- 4 会長等の報酬に関する規程（平成 13 年 4 月 1 日制定）は、これを廃止する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 2 項関係）

常勤役員の報酬

役職	報酬（月額）	期末手当（年額）	年間総額
理事（常務理事）	271,800 円	1,087,200 円	4,348,800 円

別表第 2（第 3 条第 3 項関係）

非常勤役員の報酬

役職	報酬（月額）	年間総額
理事（会長）	50,000 円	600,000 円
理事（副会長）	30,000 円	360,000 円

別表第 3（第 5 条第 4 項関係）

役員等が評議員会・理事会・監事監査等に出席したときの費用弁償

役職	費用弁償（日額）
評議員	1,500 円
理事（会長・副会長を除く。）	
監事	
顧問	